

家畜共済事故外診療料金表 <令和7年4月1日から適用>

診療名等区分		診療料金(単位:円 税込)			料金適用の備考	
		加入農家		未加入農家 (死廃のみ 加入も含む)		
		加入家畜	有資格 未加入家畜			
初診料	大動物	1,800	2,700	5,400	・家畜共済病傷事故で「初診」が給付になった場合は、この料金との差額をご負担いただきます。 (初診にかかる事務経費等に充当します。) ・「除角」から「予防注射等」までには適用しません。 ・中動物は牛、馬以外の家畜(豚、綿羊、山羊等)とします。	
	中動物	900		2,700		
	休診日	2,300	3,500	6,900		・中動物の料金は1/2の額とします。
車両負担料		家畜共済診療点数表(往診A種点数) ×12			・「除角」から「予防注射等」までの車両負担料金です。 ・加入家畜の料金です。有資格未加入家畜は1.5倍、未加入農家は3.0倍です。	
求診料	夜間求診 (17時～翌8時 深夜以外)	5,000	7,500	15,000	・初診料や車両負担料とは別に適用します。 ・往診と診療行為の時刻によって夜間急診、深夜求診を適用します。 ・ 農家到着時に処置等の必要が無かった場合も適用します。★特にご注意ください★	
	深夜求診 (22時～翌5時)	10,000	15,000	30,000		
除角	成牛	6,900		20,700		
	子牛	3,300	4,950	9,900		
鼻環装着		1,400	2,100	4,200	・鼻環はご自身でご用意ください。	
去勢	牛 無血法	5月未満	4,200	6,300	12,600	・後治療が必要となった場合は、別途請求します。 ・麻酔管理が必要な麻酔術を実施した場合は、麻酔料を別途請求します。 ・後治療が必要となった場合は、別途請求します。 ・後治療が必要となった場合は、別途請求します。
		5月以上	6,300		18,900	
	牛 観血法	8月未満	8,000	12,000	24,000	
		8月以上	12,000		36,000	
	馬	24,000		72,000		
豚	4,200		12,600			
妊娠鑑定	牛	直腸検査	2,280		6,840	・実際に行った方法(直腸検査法、超音波検査法)により適用します。 ・ 空胎の場合で、その後治療しない場合は、この料金を負担いただきます。
		超音波検査	3,276		9,828	
	馬	直腸検査	3,420		10,260	
		超音波検査	4,914		14,742	
食用不適家畜処分		12,000	9,000※	36,000	・「食用不適家畜の取扱要領」(若手県獣医師会制定)により食用不適家畜と診断された家畜についてのみ適用します。 ・12ヶ月令未満の牛、馬、および中動物は1/2の額とします。※18,000×1/2:対象が子牛であるため	
文書料	証明書・診断書等文書料	1,700	2,550	5,100	・1通あたりの金額とし、人工授精証明書、受精卵(胚)移植証明書には適用しません。	
	家畜人工授精・受精卵(胚)移植等文書料	1,300		3,900	・1通あたりの金額とします。 ・家畜人工授精と受精卵移植業務は終了しましたが、令和6年3月31日までに実施したものが対象です。 ・家畜人工授精、受精卵移植時点で加入家畜であった場合は、加入家畜の料金を適用します。	
予防注射等		薬代+技術料	加入家畜× 1.5	加入家畜× 3.0	・地域の衛生協議会扱い以外のワクチン等には、別途「車両負担料」を適用します。 ・薬代や技術料は家畜共済診療点数表や仕入れ価格から算出します。	
家畜共済対象外の診療		薬代+技術料	加入家畜× 1.5	加入家畜× 3.0	・診療名等区分の「除角」から「予防注射等」まで以外の家畜共済対象外の診療の料金をさします。 ・薬代や技術料は家畜共済診療点数表や仕入れ価格から算出します。(点数×12) ・別途、初診料を適用します。 ・別途、診療時刻によって夜間急診、深夜求診を適用します。 ・車両負担部分は、診療点数表の往診(B種点数)を適用し計算します。	
備考		1 本料金表の「家畜共済事故」とは「疾病傷害共済の病傷事故」を指します。 「加入家畜」は「疾病傷害共済加入者の包括対象家畜区分の加入家畜」です。 死亡廃用共済だけの加入者及び収入保険制度だけの加入者は「未加入農家」が適用されます。(加入家畜の3.0倍の料金) 「有資格未加入家畜」とは、子牛選択していない加入者の子牛を指します。(加入家畜の1.5倍の料金) ●ただし、乳牛から生まれた乳用種以外(交雑種や和牛)の子牛は包括対象家畜区分が異なるので次のとおり対応します。 肉用牛子牛選択加入であればその区分での「加入家畜」となります。 肉用牛未加入と子牛未選択での加入は「未加入農家」となります。(加入家畜の3.0倍の料金) 2 家畜共済無資格家畜には、加入家畜の料金を適用します。(一般的な家畜以外の動物種などの料金は別途計算します。)				

疾病傷害共済に未加入の農家(死廃共済のみ加入も含みます)の家畜診療料金を改正しました。
 家畜診療費等のお支払いは口座振替でお願いします。

診療費は家畜診療所運営と診療継続のための重要な原資となりますので、遅滞なくお支払いください。

臨床検査機器等貸出しに係る料金取扱表

<令和7年4月1日から適用> (外部の獣医師対象)

1.	当組合家畜診療所職員以外の獣医師（家畜共済指定獣医師以外も含む）が、家畜共済加入家畜（疾病傷害共済に限らない）に対して実施する臨床検査、もしくは処置等にかかる機器を貸し出す場合に適用します。
2.	臨床検査機器等（機器等）とは、治療処置のための器具機材を含みます。
3.	機器等の貸出しは有料とし、実際に使用した日数や頭数に関わらず、貸し出した日から返却された日までの日数について適用します。
4.	機器等を借入れする獣医師は「臨床検査機器等借用書」（別紙様式）を作成提出し、借入条項を遵守し、返却後は当組合から請求された料金を期日までに支払わなければなりません。 ※「借用書」は、貸出し依頼があった際に提示します。
5.	貸出しに係る料金は1日あたりの料金とし、使用時点の家畜共済診療点数表（点数表）に記載された種別のA種点数に12円を乗じて得られた金額（税込）とします。 点数表に記載の無い機器等については、近似の種別により料金を決定します。
備考	<ol style="list-style-type: none">1 有償、無償に関わらず、外部からの検査材料の持ち込みによる臨床検査等は受託しません。2 外部の獣医師からの臨床検査と処置等の依頼への対応は原則として臨床現場での対応とし、その場合家畜共済診療点数表の「立会診」を適用してその料金を依頼獣医師に請求します。もしくは、当組合家畜診療所があらためて初診として診療します。（組合員負担が発生します。）3 その他、この取扱い表に定めのない事項は、都度、組合長が決定します。